

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、協同組合高森ショッピングセンター発行の「アスカ商品券」につきましては、令和6年4月30日（火）をもちましてご利用を終了させて頂き、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払い戻しをさせていただきます。

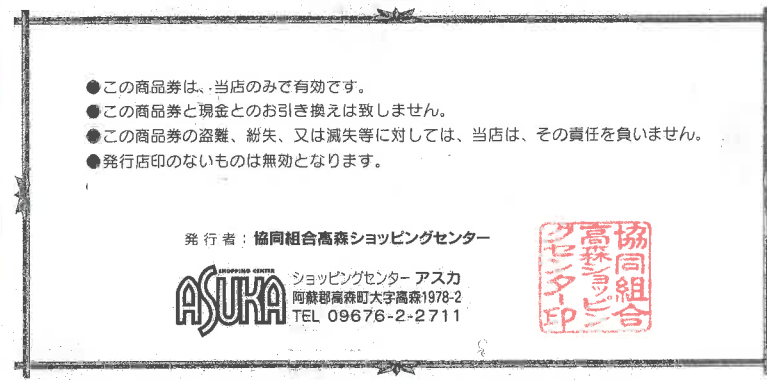
未使用の「アスカ商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻しの申出期間内にお申し出頂きますよう宜しくお願い致します。

1. ご利用終了及び払い戻しを行う前払式支払手段の種類

アスカ商品券

(表面)

(裏面)



2. ご利用終了日

令和6年4月30日（火）

3. 払戻しの申出期間

令和6年5月1日（水）～令和6年7月31日（水）

受付時間は、午前10時～午後5時まで（土、日、祝日は除く）

*当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払い戻し手続きから除斥されます。

4. 申出及び払戻しの方法

桐原薬局本店に、未使用のアスカ商品券を持参してください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

*持参できない場合

- ・お申し出される方の住所、氏名、連絡先を桐原薬局本店までお電話にてご連絡ください。
- ・ご連絡頂きましたら、返信用封筒と「アスカ商品券払戻し申請書」を郵送致します。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用のアスカ商品券を同封のうえ、返信してください。返信された払戻し申請書記載内容と未使用のアスカ商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます。

(返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します。)

なお、郵送での申出の場合は、払戻しの申出期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報情報は、本件払戻しに関する事項以外には使用致しません。

5. お問い合わせ先

桐原薬局本店 代表 桐原市博

〒869-1602

熊本県阿蘇郡高森町大字高森1651-3

電話0967-62-0078